

(裏面)

- ※1 配偶者からの暴力を理由として保護した者の氏名を記入すること。
「保護した者」とは、「婦人相談所もしくは婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、または、婦人相談員が来所相談を受けた者」を含む。
- ※2 配偶者からの暴力を理由として保護した者に子どもなどの同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先（関係機関や代理の名称、電話番号も可）を記入すること。
- ※4 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが相談を受け付けた場合のみ記入すること。なお、同支援センターが証明書を発行する場合は空欄で可。
- ※5 代表者氏名については、記載することが適当でない場合は省略すること。
- ※6 配偶者暴力相談支援センターに指定されていない機関において、婦人相談員が相談を受け付けた場合に所属長が記入すること。
- ※7 配偶者暴力相談支援センターが証明書を発行する場合は、配偶者暴力相談支援センターの名称等を記入すること。

(その他)

- 1 証明書の太枠内は原則被害者の保護等を行った機関等が記入すること。
- 2 この証明書は、配偶者からの暴力を理由として保護した者に対して婦人相談所等が発行するものであり、配偶者からの暴力を理由として保護したことを証明するものであって、配偶者からの暴力があった事実を証明するものではない。プレミアム付商品券において交付先の管理を行うための申出を行う際にこの証明書を添付することになる。
- 3 2の申出の際は、被害者本人が、この証明書を含む必要書類やその提出方法等について、事前に市区町村のプレミアム付商品券担当窓口を確認すること。
- 4 市区町村のプレミアム付商品券担当においては、証明書に記載されている相談機関等や証明書を発行した婦人相談所の名称等について、配偶者（配偶者であった者及び配偶者から依頼を受けた第三者を含む。）に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。